

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について（議案第28号）

建築指導課

1 改正の理由

建築基準法等の改正により、接道義務や道路内建築制限の基準に不適合である建築物（既存不適合建築物）に係る改修工事を行う場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認めるものを現行基準の適用対象外とする規定が新たに追加されたことに伴い、申請手数料を定める。

2 主な内容

接道義務や道路内建築制限の対象となる既存不適合建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の認定に係る申請手数料の額は、2万7,000円とする。

3 施行期日

令和6年4月1日